

議案第9号

市民養老金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市民養老金支給に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西村 和 平

## 市民養老金支給に関する条例の一部を改正する条例

市民養老金支給に関する条例（昭和42年加西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条を次のように改める。

（養老金の支給）

第2条 市は、次の各号に掲げる者（以下「支給対象者」という。）に、養老金を支給する。

- （1） 毎年9月1日現在において加西市に住所を有する者で、翌年3月31日までに満88歳になる者
- （2） 誕生日の属する月の初日に加西市に住所を有する者で、当該月中に満100歳になる者

（養老金の額）

第3条 養老金の額は、次のとおりとする。

- （1） 前条第1号に該当する者 5,000円
- （2） 前条第2号に該当する者 10,000円

（養老金の支給期日）

第4条 養老金の支給期日は、次のとおりとする。

- （1） 第2条第1号に該当する者 9月中
- （2） 第2条第2号に該当する者 誕生日の属する月中

2 前項各号に規定する支給期日までに支給対象者が死亡したときは、養老金は当該支給対象者の相続人に支給するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項各号の支給期日を除く別の日に養老金を支給することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者を養老金の支給対象者に含めるものとする。

- （1） 平成28年9月1日に加西市に住所を有する者で、平成27年9月16日から平成28年3月31日までに満88歳になる者
- （2） 平成28年4月1日に加西市に住所を有する者で、平成27年9月16日から平成28年3

月31日までに満100歳になる者

- 3 前項各号に掲げる者に対する支給期日は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 前項第1号に掲げる者 平成28年9月中
  - (2) 前項第2号に掲げる者 平成28年4月中
- 4 前項各号に規定する支給期日までに支給対象者が死亡したときは、養老金は当該支給対象者の相続人に支給するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項各号の支給期日を除く別の日に養老金を支給することができる。

(審議資料)

長寿のお祝いに関してより効果的な運用を図るため、市民養老金の支給対象者について、満 88 歳の方は当該年度末現在での満年齢到達者とし、同学年の方全てを対象にお祝いするとともに、満 100 歳の方は 100 歳を迎える月にお祝いできるよう所要の改正を行うもの。

【概 要】

現 行		改正後	
支給対象者	支給期日	支給対象者	支給期日
9月15日現在で加西市に住所を有する満88歳の方	9月15日以降 9月中	9月1日現在で加西市に住所を有し、当該年度中に満88歳になる方	9月中
9月15日現在で加西市に住所を有する満100歳の方	9月15日以降 9月中	誕生日の属する月の初日に加西市に住所を有し、当該月中に満100歳になる方	誕生日の属する月中